

催し

飯倉神社のお田植えまつり

川辺町宮の飯倉神社でお田植えまつりが開催されます。今回は、宮中福良自治会が棒踊りを奉納します。

■日時 7月7日(日) 午後2時～
■場所 飯倉神社および御田(川辺町宮4778)

〔問〕 飯倉神社(金田憲治)
☎0993-56-3399

豊玉姫神社の水車からくり

用水路の流れで回転するひとつの水車を動力に、人形や仕掛けが複雑な動きを見せます。

今回の題目は「花咲か爺さん」です。

■日時 7月9日(火)、10日(水)
午前9時～午後10時

7月20日(土)
午後1時～10時
〔問〕 からくり仕事処(豊玉姫神社)
☎0993-83-4335



川辺祇園祭・花火大会

○開催日 7月28日(日)

〔パレード〕

■時間 午後4時～

■場所 川辺町商店街

〔花火大会〕

■時間 午後8時～9時30分

■場所 諏訪運動公園

※延期の場合…8月24日(土)

(花火大会のみ)

◆「稚児行列」参加者募集

・募集対象…5歳～小学1年生

・参加費…無料

・申込み…7月12日(金)まで

先着男女各10人

◆吉番神輿(男性)の「担ぎ手」募集

・参加費…1千円

・必要品…地下足袋(黒または紺)

サラシ(一反)

・申込み…7月5日(金)まで

◆式番神輿(女性)の「担い手」募集

・募集対象…高校生以上の女性

・参加費…1千円

・必要品…白のTシャツ、黒のロング

スパッツ(スキニー)、黒足袋(4枚

はぜ)

・申込み…7月5日(金)まで



◆無病息災を願う「稚児上げ」募集

・木札代…1千円

・無病息災の木札を差し上げます。

当日、会場内の神輿担当者にお申し

込みください。

◆メッセージ花火募集

花火打上前に会場放送で、ご希望の

メッセージを読み上げます。

・料金…1件1万円

・申込み…7月5日(金)まで

※全ての募集において、川辺地域以外

の方も申し込みできます。

〔申込み・お問い合わせ〕

南九州市商工会 川辺支所

☎0993-56-0247

募集

『田んぼアート』の田植えに参加しませんか

農事組合法人たべたが、今年も「田んぼアート」の田植えを実施します。田植え終了後は、農事組合法人たべた 女性部手作りの豚汁とおにぎりが振る舞われます。多くの参加者をお待ちしています。

■日時 6月30日(日)

■受付 午前9時30分

■田植え開始 午前10時

■場所 国道225号線田部田交差点を南側に入った田んぼ(昨年と同じ場所、のぼり旗が目印)

※田植え前日には、図柄部分の植え付けをします。当日と合わせて参加者を募集します。

〔問〕 大藪 ☎090-8353-8837
芝原 ☎090-4583-2273



「介護予防サポーター養成講座」受講者募集 !!

「いくつになっても、住みなれた地域で元気に生活したい！」誰もが願うことですが、そのために必要な事はなんでしょうか？健康・友人・趣味・お金!?・・・。南九州市では、身近な地域で気軽に集まり、仲間と楽しく健康づくりをしている方々が増えています。そのような場でボランティアとして活躍されているのが「介護予防サポーター」の方々です。

あなたも“いつまでもいきいき生活できる秘訣”を学びながら“地域に集まる場”を皆と一緒に作ったり、お手伝いをしてみませんか？きっと、あなた自身の健康維持にもつながります！

募集締め切りは8月9日(金)です。参加ご希望の方は、お早めにご連絡ください。

①初級コース：介護予防における必要な視点や活用できる知識を、実技も交えて楽しく学ぶコースです。

②ステップアップコース：自分の地域で自主グループなどを立ち上げてみたい！という方向けです。

実際に活動している自主グループを体験できます。

①初級コース		②ステップアップコース	
日 時	内 容	日 時	内 容
第1回目 8月22日(木) 13:30~16:00	開講式 【講話】 楽しく長生きのための介護予防 【実技】 お口のケアで若返り、健口体操	第1回目 9月12日(木) 16:00~16:30	開講式 オリエンテーション
第2回目 9月5日(木) 13:30~16:00	【講話】 知っ得！認知症 予防と対策の秘策（認知症サポーター養成講座） 【実技】 手足を動かし、脳みそキラリン☆	第2回~4回目 ※各地域の自主グループと日程調整により決定	自主グループ体験 ①～見学・体験～ ②～企画・練習～ ③～実践～
第3回目 9月12日(木) 13:30~16:00	【実技】 足腰鍛えて若返りアップ 【講話】 社会資源の活用方法について 【実技】 みんなで歌おう♪懐かしの歌 閉講式	第5回目 11月14日(木) 13:30~14:30	意見交換会 閉講式

※受講したい目的に合わせ、コースの選択をすることができます。

■受講料＝無料

■定 員＝40人（先着順になります）

■申込・お問い合わせ＝知 健康増進課 健康推進係（直通TEL）0993-58-7221

「介護サポートシニア人材育成講習受講者」募集

介護現場における人手不足と現役世代職員の業務負担の軽減を目的に、「介護サポートシニア人材育成講習会」を開催します。

■受講対象者＝介護分野の就労に興味のある概ね55歳以上の方

■時間＝午前10時～午後3時まで（4時間／日）

■募集人員＝各会場 先着20人

■受講料およびテキスト代＝無料

■講習内容＝●1日目 講義と体験（・「お互い様～」と笑顔で介護・介護用品実技体験）●2日目 講義（・認知症への取り組み・認知症サポーター養成講座）●3日目 職場体験（見学）

【受講申込・問い合わせ】

・南九州市シルバー人材センター ☎0993-56-6341

・鹿児島県アクティブシニア活躍推進協議会 ☎099-297-4322

●第1回目（3日間）

期間：7月29日(月)～31日(水)

会場：知覧老人福祉センター

締め切り：7月16日(火)

●第2回目（3日間）

期間：8月19日(月)～21日(水)

会場：ひまわり館

締め切り：8月5日(月)

●第3回目（3日間）

期間：10月8日(火)～10日(木)

会場：額娃文化会館

締め切り：9月24日(火)

お知らせ

「保険証と認定証の更新」

◎国民健康保険証（国保）

◎後期高齢者医療保険証

8月1日からお使いいただく新しい保険証を郵送します。

※郵送先の変更を希望される方は、6月28日（金）までに各庁舎担当係へご連絡ください。

■郵送時期 7月下旬

■郵送先 〃

①国保：世帯主の住所地

②後期高齢者：ご本人の住所地（すでに送付先届を出されている方は届出の住所地）

※保険証は台紙に貼られた状態で届きます。誤って紛失される事のないよう、取り扱いには十分注意してください。

◎限度額適用認定証

◎限度額適用・標準負担額減額認定証

◆国保の方

8月以降、必要な場合は改めて申請が必要です（現在交付している認定証の有効期限は7月31日です）。申請された月からの認定となりますので、必要な方は8月1日以降、各庁舎担当係で手続きを行ってください。

◆後期高齢者の方

負担区分に変更があれば保険証に同封しておりますので、すでに認定証をお持ちの方は申請の必要はありません。

■申請に必要なもの 保険証、印鑑、マイナンバーが確認できるもの

【担当】 健康増進課 保険係
 頼・知 支所 市民生活係

狩猟免許試験の実施

■日程（試験日・会場など） 〃

○1回目 7月28日（日）

南薩地域振興局 指宿庁舎

申請期間 6月17日（月）～7月12日（金）

○2回目 8月25日（日）

南薩地域振興局 本庁舎

申請期間 7月16日（火）～8月9日（金）

【問】 南薩地域振興局 林務水産課
 ☎0993-5211335

農作物の鳥獣被害防止のための電気柵設置経費助成

市では、イノシシなどによる農作物への被害を防ぐため、電気柵設置経費に対して助成を行います。

■要件 〃

・市内に住所を有し、農地を耕作し

ている方で、販売目的であること

・電気柵を設置する農地がおおむね10アール以上であること

・電気柵の設置は新たに設置するものであり、購入後の申請は不可

・市税などを滞納していないこと

■補助対象経費 電気柵資材費

■補助率 経費の3分の1以内（補助限度額3万円以内）

※同一年度における申請は1回限り。

【問】 頼 農政課 生産流通指導係

知・川 支所 農林係



平成30年度野菜関係展示圃実績報告会を開催します

頼娃農業開発研修センターでは、市内の野菜栽培における課題解決のため展示圃を設置しています。

平成30年度の実績報告会を開催します。お気軽にご参加ください。

■対象野菜 〃 にんじん・キャベツ・だいこん

■日時 7月23日（火）

8時30分～（にんじん関係）

9時45分～（キャベツ関係）

11時00分～（だいこん関係）

【場所】 頼 農業開発研修センター

※参加されたい方は、7月18日（木）までにご連絡ください。

【問】 頼 農政課 総合研修係

☎0993-3812881

夏休み「認知症キッズサポーター」養成講座の開催

認知症の人を、温かい目で見守る「認知症キッズサポーター」養成講座を開催します。親子で認知症について学んでみませんか？内容は、認知症の症状や対応方法についての講話、わかりやすく理解してもらうためのDVDなどです。お気軽にご参加ください。

■日時 7月28日（日）午前10時～11時30分

【場所】 知覧文化会館

■受講料 〃 無料

■対象者 〃 南九州市に住む小学5～6年生と保護者 先着20組

※親子で参加できない場合はご相談ください。

■申し込み方法 〃 7月24日（水）までに電話にてお申し込みください。

【担当】 〃 長寿介護課 地域包括ケア係

低所得者・子育て世帯向け「プレミアム付商品券販売」について

消費税引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯向けに、プレミアム付商品券の販売を行います。対象者へは案内、書類などが送付されますので、ご確認ください。内容については、以下のとおりです。

対象者	商品券の申請	販売内容
令和元年度分市民税（均等割）が非課税の方 （課税者に扶養されている方や生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外）	申請に必要な案内などが送付されます。 ・購入を希望される方は、申請が必要です。	●販売単位は1口4,000円（5,000円の商品券）とし、5口まで購入可能です。（※20,000円で25,000円分の商品券を購入できません） ●9月下旬ごろから販売を開始します。 商品券の利用期間は令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
3歳未満児の子育て世帯主 （H28.4.2～R2.2.29までに生まれた子）	9月以降に、購入引換券が送付されます。	●商品券を利用できる事業所は、8月中旬ごろに市HPにて公開します。

[担当] 福祉課 社会福祉係

国民健康保険税の見直しについて

○賦課限度額の見直し

国保税は前年中の所得に対して課税され、医療分・支援金分・介護分（40歳以上65歳未満の人）の合計で算出されます。今年度から医療分の賦課限度額が、580,000円から610,000円となります。

区 分			前年度まで	今年度から
基礎課税分 （医療費給付費分）	所得割率	世帯の所得に応じた分	8.2%	8.2%
	資産割率	世帯の資産に応じた分	16.2%	16.2%
	被保険者均等割額	世帯の加入者数に応じた分	27,400 円	27,400 円
	世帯別平等割額	一世帯に応じた分	22,200 円	22,200 円
	賦課限度額		580,000 円	610,000 円

○軽減措置の拡充

所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額を7割・5割・2割減額します。世帯主と被保険者、国保から後期高齢者医療制度に移行した方（特定同一世帯所属者）の前年中の合計総所得金額で判定しますが、5割軽減と2割軽減対象世帯において、被保険者一人あたりの所得基準額が引き上げられ、軽減措置の拡充が図られています。

区分	前年度まで	今年度から
7割軽減	基礎控除額（33万円）を超えない世帯	基礎控除額（33万円）を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額（33万円）＋27.5万円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者）	基礎控除額（33万円）＋28万円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者）
2割軽減	基礎控除額（33万円）＋50万円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者）	基礎控除額（33万円）＋51万円× （被保険者数＋特定同一世帯所属者）

※ 未申告の場合は減額されません。

※ 65歳以上の年金所得者については、年金所得から15万円が控除されます。

※ 専従者給与は、事業所得から差し引く前の金額で計算をします。

[担当] 税務課 市民税係

後期高齢者医療の保険料が見直されます 75歳以上で年金収入80万円以下の皆様へ

(後期高齢者医療制度の保険料均等割が9割軽減の対象となっている方)

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。本則7割軽減の対象の方は、これまでさらに上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、今年(令和元年)度から、段階的に見直しが行われます。

この特例については、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から、**段階的に制度本来の仕組み**に戻すこととしています。**医療保険を将来にわたり安心できる制度とするための見直しであることをご理解ください。**



対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)		均等割の軽減割合			
		本則	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
[平成 30 年度における 8.5 割軽減の区分] 33 万円以下		7 割	8.5 割	7.75 割	7 割
[平成 30 年度における 9 割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の年金収入 80 万円以下 (各種所得なし)			8 割	7 割	
33 万円+ (28 万円×対象者数) 以下		5 割	5 割		
33 万円+ (51 万円×対象者数) 以下		2 割	2 割		

※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績などに応じて異なります)

※8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減が据え置かれます。

[問] 瀬 税務課 市民税係 または 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課保険料班 ☎099-206-1329

薩摩半島 × 観光HUNT

薩摩半島の5市で構成される薩摩半島観光振興協議会。行政区を越えた観光情報をお届け。

南さつま市



竹田神社夏祭り

日時：7月23日(火)
9:00~21:00
場所：南さつま市加世田武田
17932番地
水車カラクリや土踊、郷土芸能、
武道演技などの奉納行事が盛大
に行われ、夜は灯籠でのライ
トアップや伝統的建造物の一般
公開など多くの催しが行われま
す。

問：竹田神社夏祭り実行委員会
Tel0993-76-1609

日置市



江口浜海浜公園海水浴場

期間：7月14日(日)から
9月1日(日)まで
時間：10:00~17:00
場所：江口浜海浜公園内 海
水浴場
アクティビティエリアも充実！
子どもから大人まで楽しめます！！
設備：コインシャワー(有料)、コインロッカー
(有料)、更衣室(男・女)、トイレ(男・
女・障がい者用)

問：日置市商工観光課
Tel099-248-9409

枕崎市



さつま黒潮「きばらん海」 枕崎港まつり2019

日時：8月3日(土)、4日(日)
3日：14:00~22:00
4日：10:00~22:00
場所：枕崎漁港一帯
夏はきばらん海！花火大会の
フィナーレは九州最大の三尺玉
です！
※有料花火観覧席あり

問：きばらん海まつり事務局
Tel0993-72-1072

いちき串木野市



串木野さのさ祭り

日時：7月13日(土)、14日(日)
18:00~20:00
場所：いちき串木野市中心商店街
「みなと串木野」の情緒や漁民の心
情を唄い込み串木野の漁師によっ
て歌いつがれた民謡「串木野さの
さ」の調べによって踊り連を繰り
出す夏祭り。13日が前夜祭、14日
が市中流し。

問：いちき串木野市役所観光交流課
Tel0996-32-3111

南九州市の財政事情の公表
(平成30年10月1日から平成31年3月31日まで)

市の財政状況は、条例により毎年2回公表するように定められています。今回は、平成30年度下半期の半年間の財政状況を令和元年5月1日に公表しましたので、その概要についてお知らせします。

1 一般会計の収支状況

歳入区分	予算現額	収入済額	収入率(%)	歳出区分	予算現額	支出済額	執行率(%)
市 税	37億760万2千円	36億5933万1千円	98.7	議 会 費	1億7205万2千円	1億6916万6千円	98.3
地 方 譲 与 税	3億790万円	3億2238万1千円	104.7	総 務 費	29億4640万4千円	26億5849万4千円	90.2
地方消費税交付金	5億9500万円	6億8661万2千円	115.4	民 生 費	70億1167万9千円	65億4532万3千円	93.3
地 方 交 付 税	74億4126万6千円	77億2248万4千円	103.8	衛 生 費	15億7611万9千円	14億7741万7千円	93.7
分担金・負担金	2億1182万9千円	2億1314万7千円	100.6	農林水産業費	19億9717万8千円	12億6928万8千円	63.6
国 庫 支 出 金	26億9976万6千円	24億7038万円	91.5	商 工 費	2億706万2千円	1億9420万7千円	93.8
県 支 出 金	23億5181万1千円	13億8655万7千円	59.0	土 木 費	12億7158万1千円	10億1705万8千円	80.0
寄 附 金	13億865万6千円	12億7321万9千円	97.3	消 防 費	10億5720万1千円	9億7670万5千円	92.4
繰 入 金	11億5598万円	2億8111万1千円	24.3	教 育 費	35億4529万1千円	27億9604万5千円	78.9
繰 越 金	3億7316万8千円	3億7316万9千円	100.0	災 害 復 旧 費	7230万3千円	3894万4千円	53.9
諸 収 入	1億5356万2千円	1億2754万8千円	83.1	公 債 費	23億4469万8千円	22億8314万5千円	97.4
市 債	22億4569万3千円	8億929万3千円	36.0	諸 支 出 金	9億8847万円	1億3683万8千円	13.8
そ の 他	6億4417万4千円	6億2539万6千円	97.1	予 備 費	636万9千円	0円	0.0
合 計	231億9640万7千円	199億5062万8千円	86.0	合 計	231億9640万7千円	195億6263万円	84.3

※平成29年度からの繰越事業を含みます。

2 市民の税負担の状況

税 目	調定額	収入済額	収入率 (%)
市 民 税	13億8371万円	12億6497万4千円	91.4
固 定 資 産 税	21億4717万2千円	20億3693万円	94.9
軽 自 動 車 税	1億5678万6千円	1億4934万9千円	95.3
市 た ば こ 税	2億1789万1千円	2億138万2千円	92.4
鋳 産 税	743万7千円	669万6千円	90.0
合 計	39億1299万6千円	36億5933万1千円	93.5

市民の税負担額	
1世帯当たり	1人当たり
23万4115円	11万1593円

※平成31年3月31日現在
世帯数 16,714世帯 人口 35,065人

3 市債の状況(一般会計)

目的区分	29年度末 現在高	30年度中		30年度末現在 高見込	30年度末市債残高見込	
		元金償還額	借入予定額		1世帯当たり	1人当たり
普 通 債	128億7108万8千円	15億6568万8千円	16億9770万円	130億310万円	77万7977円	37万828円
災害復旧債	2億530万8千円	185万3千円	1530万円	2億1875万5千円	1万3088円	6239円
そ の 他	84億8800万4千円	6億3238万2千円	5億3269万3千円	83億8831万5千円	50万1874円	23万9222円
合 計	215億6440万円	21億9992万3千円	22億4569万3千円	216億1017万円	129万2938円	61万6289円

※平成30年度中借入予定額には、平成29年度から繰り越された借入額および平成31年度へ繰り越す事業に係る借入予定額を含みます。
※市債残高見込の1世帯および1人当たりの金額については、四捨五入の関係で合計と一致しない場合があります。

4 特別会計の収支状況

特別会計名	予算現額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	執行率 (%)
国民健康保険事業	60億2561万8千円	57億7258万8千円	95.8	54億9525万9千円	91.2
後期高齢者医療	5億5317万円	5億4077万3千円	97.8	5億3889万2千円	97.4
介護保険事業	52億7455万3千円	51億9078万7千円	98.4	46億7895万2千円	88.7
農業集落排水事業	7568万円	7633万9千円	100.9	7172万9千円	94.8
公共下水道事業	1億3884万5千円	1億4544万7千円	104.8	1億1010万1千円	79.3

5 主な市有財産の状況

区 分	現在残高	内 容
土 地	1526万9606㎡	面積
建 物	25万7279㎡	延べ面積
山 林	18万9116㎡	立木の推定蓄積量
有 価 証 券	4817万9千円	株券など
出資による権利	2億1475万3千円	出資金、出資金
債 権	900万円	貸付金など
基 金	89億7749万9千円	各種積立基金および定額運用基金

※表示単位未満は四捨五入をしています。

[担当] 知 財政課 財政係

後期高齢者医療の保険料が見直されます 75歳以上で年金収入80万円以下の皆様へ (後期高齢者医療制度の保険料均等割が9割軽減の対象となっている方)

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。本則7割軽減の対象の方は、これまでさらに上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、今年(令和元年)度から、段階的に見直しが行われます。

この特例については、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から、**段階的に制度本来の仕組み**に戻すこととしています。**医療保険を将来にわたり安心できる制度とするための見直しであることをご理解ください。**



対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)		均等割の軽減割合			
		本則	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
[平成 30 年度における 8.5 割軽減の区分] 33 万円以下		7 割	8.5 割	7.75 割	7 割
[平成 30 年度における 9 割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の年金収入 80 万円以下 (各種所得なし)			8 割	7 割	
33 万円+ (28 万円×対象者数) 以下		5 割	5 割		
33 万円+ (51 万円×対象者数) 以下		2 割	2 割		

※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績などに応じて異なります)

※8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減が据え置かれます。

[問] 額 税務課 市民税係 または 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課保険料班 ☎099-206-1329

薩摩半島 × 観光HUNT

薩摩半島の5市で構成される薩摩半島観光振興協議会。行政区を越えた観光情報をお届け。

南さつま市



竹田神社夏祭り

日時：7月23日(火)
9:00~21:00

場所：南さつま市加世田武田
17932番地

水車カラクリや土踊、郷土芸能、武道演技などの奉納行事が盛大に行われ、夜は灯籠でのライトアップや伝統的建造物の一般公開など多くの催しが行われます。

問：竹田神社夏祭り実行委員会
Tel0993-76-1609

日置市



江口浜海浜公園海水浴場

期間：7月14日(日)から
9月1日(日)まで
時間：10:00~17:00

場所：江口浜海浜公園内 海水浴場

アクティビティエリアも充実！
子どもから大人まで楽しめます！！
設備：コインシャワー(有料)、コインロッカー(有料)、更衣室(男・女)、トイレ(男・女・障がい者用)

問：日置市商工観光課
Tel099-248-9409

枕崎市



さつま黒潮「きばらん海」 枕崎港まつり2019

日時：8月3日(土)、4日(日)
3日：14:00~22:00
4日：10:00~22:00

場所：枕崎漁港一帯

夏はきばらん海！花火大会のフィナーレは九州最大の三尺玉です！

※有料花火観覧席あり

問：きばらん海まつり事務局
Tel0993-72-1072

いちき串木野市



串木野さのさ祭り

日時：7月13日(土)、14日(日)
18:00~20:00

場所：いちき串木野市中心商店街

「みなと串木野」の情緒や漁民の心情を唄い込み串木野の漁師によって歌いつがれた民謡「串木野さのさ」の調べにのって踊り連を繰り出す夏祭り。13日が前夜祭、14日が市中流し。

問：いちき串木野市役所観光交流課
Tel0996-32-3111

『確かな学力』を身に付けさせるために

平成30年度 鹿児島県学習定着度調査結果の概要

本市では、調査結果を分析・把握することにより、課題を明確にし、その改善を図ることに役立てています。また、本調査により測定できるのは学力の一部であり、子どもたちの学力を多面的に把握するため、全国学力・学習状況調査や標準学力検査なども実施しています。



■調査実施日

平成31年1月16日(水)・17日(木)

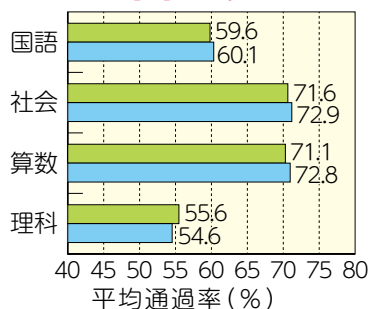
■調査実施学年

小学校第5学年、中学校第1・2学年

学年・教科ごとに県と南九州市の平均通過率を比較したものです。小・中学校とも、各学年、昨年度に比べ確実に学力の定着が図られ、県平均を上回る教科が多くなりました。

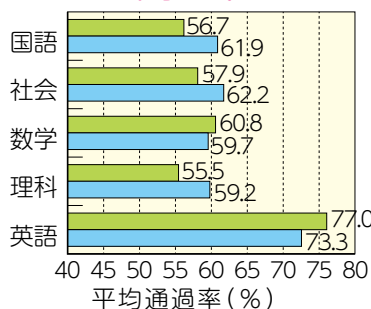
南九州市
鹿児島県

小学5年



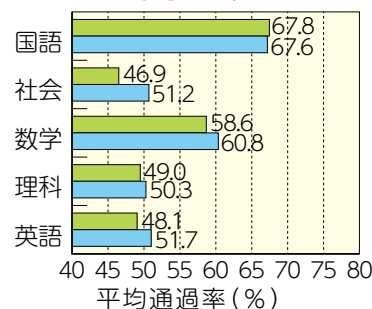
国語・社会・算数は、わずかに県平均に及びませんでしたが、理科は県平均を上回りました。国語では、文章で表現する力や文章を読み取る力を高める学習を充実させていきます。また、社会では地図やグラフなどを関連付けた活動を重視します。算数では筋道を立てて考えたことを表現したり、説明したりする学習活動を充実させます。

中学1年



国語・社会・理科は県平均に及びませんでしたが、数学と英語は、県平均を上回りました。国語では、文章を読み取って考えたことを記録したり、伝え合ったりする活動を工夫します。社会では、複数の資料(写真、グラフ、表など)から考える学習、理科では、実験・観察の結果から分かることを考察する学習の工夫・改善を行うようにします。

中学2年



社会・数学・英語・理科が県平均に及びませんでしたが、国語は県平均を上回りました。社会では、資料を多角的・多面的に考察する学習、数学では言葉や数、式、表、グラフなどを用いて考えを表現する学習、理科では、原子・分子モデルで考えを表現する学習、英語では長文を読み、読んだことに対する考えを表現する学習を工夫・改善していきます。

南九州市の学力向上への取り組み

南九州市では、今回の調査結果から、『確かな学力』を身に付けさせるために、学校・家庭と連携を図り、次のことに取り組んでいきます。各家庭でもご協力をお願いします。



各小・中学校では

- 校内研修などの中で調査結果を、分析し、各教科における指導上の課題を明確にしつつ、具体策を立てるようにします。
- 子どもが「分かった・できた」を実感できるような授業づくりを目指し、授業の工夫・改善を行います。
- 各教科の基本的・基礎的な知識および技能を確実に身に付けさせ、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などを育むよう指導の充実に努めます。

各家庭では

- 毎日の家庭学習の終始時刻や学習内容などを決め、子ども自ら学習する習慣の定着を図ります。
- 家庭学習 60・90 運動や「家庭学習強調週間」は小・中学校ともに連携して実践しています。各家庭では、我が子の家庭学習の様子を見届けたり、励ましたりします。
- ゲームの時間など家庭のルールを決めたり、「早寝・早起き・朝ごはん」に努めたりして、健康的な生活リズムをつくらせます。

教育委員会では

- 研究授業を通じた研修で、各校の学力向上の具体策について指導・助言を行います。また積極的に学校訪問を行い、指導方法の工夫・改善について支援します。
- 「南九州市学力向上プロジェクト」に基づく、授業改善が行われるように指導・助言を行います。
- 管理職研修会や各種教員向けの研修会を通して、学力向上に向けた各学校の取り組みを紹介したり指導・助言を行います。

[担当] 学校教育課 学校教育係

「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止(贈らない)！ 政治家の寄附を求めない！ 受け取らない！



政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止！

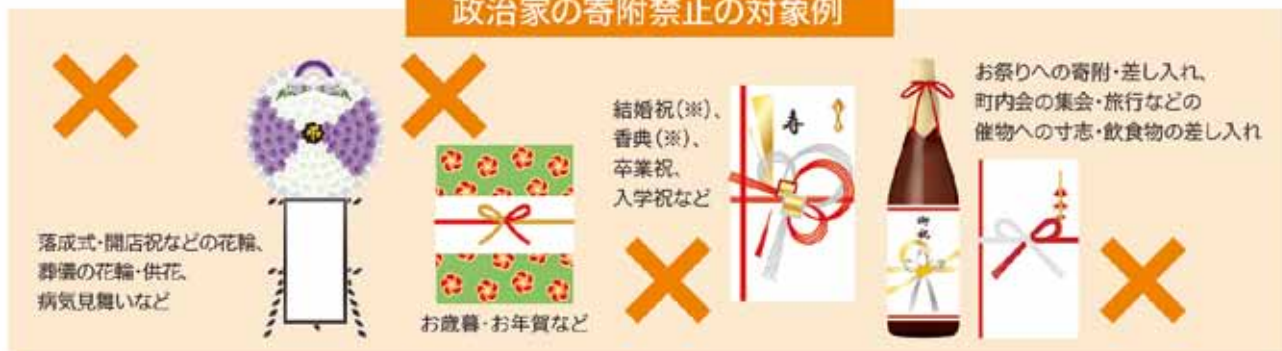
今年の夏には、参議院議員通常選挙、冬には、南九州市長・市議会議員選挙が予定されております。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

① 政治家の寄附禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

④ 政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

[担当] 知 選挙管理委員会 選挙係